

形、無破損、長六寸許、○魚一所鏡、已通訖破損、紀
形、扶桑略記作眞形、伊國御神云々、

〔神皇正統記〕村上天德年中にや、はじめて内裏に炎上ありて、内侍所もやけにしが、神鏡は灰の中より出し奉る、圓規損ずる事なくして分明にあらはれ出給へり、みたてまつる人、驚感せずといふ事なしとぞ御記にみえ侍る、此時に神鏡の、南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大、臣、袖にうけられたりと申事あれど、ひが事をなん云傳へ侍るなる、

〔古今著聞集〕神祇天德内裏焼亡に、神鏡みづからとびいで給ひて、南殿の櫻の木にかゝらせ給ひたりけるを、小野宮殿ひざまづきて、御目をふさぎて、警蹕をたかくとなへて、御うへのきぬの袖をひろげて、うけまゐらせられければ、すなはちとびかへりて、御袖にいらせ給たりと申つたへて侍り、されども此事おぼつかなし、其日の御記に云、天德四年九月廿四日、申の刻、重光朝臣來申云、火氣頗消罷、至温明殿求之、瓦上に、有鏡面、其徑八寸、頭雖有一瑕、圓規甚以分明、露出俯破瓦上、見之者無不驚感、御記かくのことし、小野宮殿の事みえず、おぼつかなき事なり、

〔日本紀略〕十一條寛弘二年十一月十五日己未、子時宮中火、殿上皆焼亡、○中神鏡同焼損、十六日庚申、左近少將重尹奉宣旨、奉求賢所之間、灰中神鏡二面奉求出之、又焼亡穢中、神事各可停止之、十八日壬戌、左大臣○藤原道長、仰外記云、神鏡焼損、可被鑄改、歟、將乍焼可奉安置、歟、仰諸道可令勘申者、

〔小右記〕寛弘二年十一月十五日己未、子刻許、隨身番長若倭部高範、自先第一來云、内裏焼亡者、乍驚馳參、左大臣○藤原道長、帥○藤原伊周、相逢郁芳門内、相共參入、此間火勢太猛、下人云、主上○一條御神嘉殿者、

仍參著、中宮同御座、○中人々云、火起自温明殿、神鏡○所謂、大刀并啓○啓、不能取出、○中少選幸式御曹司○式曹司ハ、職曹司ナリ、而破壊殊甚、不可然、御所仍又幸官朝所、左大臣招余○藤原實資、云、將一人差遣火所、

可令守護、恐所者、余答云、將更不可仰、只可被召、仰左右少將、相府諾、被差遣左右少將、又可守護、燒亡御物之由、被仰檢非違使等、臨曉更參東宮、○御坊諸卿同參、卯刻許退出、十六日庚申、參内朝、左大臣